

## 横浜市世界を目指す若者応援事業実施要綱

制定 平成 26 年 4 月 1 日 政令第 1308 号（局長決裁）

最近改正 令和 5 年 4 月 13 日 国政第 24 号（局長決裁）

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市世界を目指す若者応援基金条例（平成 26 年 2 月横浜市条例第 2 号）第 7 条の規定に基づき、世界に視野を広げ、国際社会を舞台に活躍を目指す若者を育み応援することを目的とした世界を目指す若者応援事業の実施について、必要な事項を定める。

### （定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### （1）高校等

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（第 1～第 3 学年）及び専修学校（高等課程）をいう。

#### （2）市内高校生

横浜市内（以下「市内」という。）の高校等に在籍している生徒及び市内に在住し市外の高校等に在籍している生徒をいう。

#### （3）市民団体

次に掲げる要件を全て満たす団体をいう。

ア 国際交流の分野において、営利を目的とせず、自主的に不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っているもの

イ アの活動を開始後 1 年以上経過し、次年度以降も継続して活動する見込みがあるもの

ウ 主たる事務所の所在地が市内にあり、かつ、主たる活動を市内で実施しているもの

エ 5 人以上の構成員がいるもの

オ 予算・決算を適正に行っているもの

カ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）を定めているもの

キ 次のいずれにも該当しないこと。

（ア）宗教活動、政治活動又は選挙活動を行う団体

（イ）その他公益を害するおそれのある等の理由から市長が適当でないと認めた団体

#### （4）個人留学

市内高校生が自発的におおむね 1 年間外国に在留し、外国における正規の後期中等教育機関又は在籍高校等が留学事業の派遣先として認める機関（以下「外国の高校等」という。）へ定期的に通学することをいう。

#### （5）姉妹校等留学プログラム

市内高校生が自発的に 7 日以上外国に在留し、外国の高校等での授業参加や交流等の活動をするものをいう。

(世界を目指す若者応援事業)

第3条 横浜市は、市内高校生（この要綱に基づく補助を受けたことがある者（補助の決定を受け、補助を受ける見込みである者を含む。）を除く。）に対して、個人留学及び姉妹校等留学プログラムにかかる費用の一部を予算の範囲内で補助する。

(世界を目指す若者応援事業の補助対象経費)

第4条 前条の補助の対象となる経費は、市内高校生が個人留学又は姉妹校等留学プログラムの際に必要な次の経費で、申請年度の2月末日までに支払ったものとする。

- (1) 航空運賃（最終目的地までの航空運賃1往復分とする。）
- (2) 空港までの国内交通運賃（1往復分。別表1に定める定額とする。）
- (3) 空港税、燃油サーチャージ及び出国手続諸費用
- (4) 査証（ビザ）及び旅券（パスポート）取得手続諸費用（手続代行手数料は除く）
- (5) 外国の高校等に納付する授業料、施設利用費等
- (6) 海外旅行保険料
- (7) 寮費又はホストファミリーに支払うホームステイ等目的地における宿泊にかかる費用
- (8) 他の自治体、学校、民間団体等が主催する留学プロジェクトに参加する場合は、前各号に掲げる費用の一部又は全部を含むプロジェクト参加費用
- (9) その他市長が必要と認める経費

2 前項の経費には、留学プロジェクトの参加者となるための選考費用（受験料等）並びに留学先での小遣い、事前語学研修費用及びその他学業以外の私的活動に係る費用は含まない。

(世界を目指す若者応援事業の補助額)

第5条 補助額は、市内高校生1人にかかる前条の補助対象経費から他の団体等から給付を受けている奨学金等を差し引いた額とし、個人留学の場合にあっては40万円、姉妹校等留学プログラムの場合にあっては20万円を上限とする。

(姉妹校等留学プログラム)

第6条 第2条第5号に掲げる姉妹校等留学プログラムは、市内に所在する高校等又は市民団体（以下「実施団体」という。）が市内高校生を公募・選考して海外に派遣するもので、次の各号に掲げる要件を全て満たし、市長の選定を受けたものをいう。

- (1) 市内高校生が当該年度中に出発するもの
- (2) 外国の高校等との協力関係及び交流実績に基づき市内高校生を派遣するもので、組織的・継続的な事業実施が見込まれるもの
- (3) 派遣する市内高校生を市内、学内等で幅広く公募し、留学の目的や意欲等に基づき適正に評価・選考するもの

(姉妹校等留学プログラムの選定の申請)

第7条 姉妹校等留学プログラムの選定を受けようとする実施団体は、次に掲げる書類を別に定める期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 横浜市世界を目指す若者応援事業プログラム選定申請書（第1号様式）
- (2) 外国の高校等との協力関係・交流実績を示す書類（第2号様式）
- (3) 他の団体等から研修又は留学に係る奨学金等の給付を受けている場合は、それら給付される奨学金等の額及び給付時期が分かる書類の写し
- (4) 実施団体が市民団体の場合にあつては、次に掲げる書類
  - ア 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）
  - イ 市民団体の概要書（第3号様式）
  - ウ 役員名簿・会員名簿（第4号様式）
  - エ 当該年度の活動計画書（第5号様式）
  - オ 当該年度の収支予算書（第6号様式）
  - カ 前年度の活動報告書（第7号様式）
  - キ 前年度の収支計算書（第8号様式）
  - ク その他市長が必要と認めるもの

（姉妹校等留学プログラムの選定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類等によりその内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内で姉妹校等留学プログラムを選定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による選定に当たっては、プログラムの意義（交流の趣旨、組織的・継続的实施など）及び海外に派遣する市内高校生の選考方法等を審査するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による選定に当たっては、あらかじめヨコハマ国際まちづくり推進委員会の助言を求めるものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による選定をする場合において、補助の目的を達するために必要な範囲で条件を付することができる。
- 5 市長は、姉妹校等留学プログラムを選定したときは、横浜市世界を目指す若者応援事業プログラム選定通知書（第12号様式）により実施団体にその旨を通知するものとする。
- 6 市長は、姉妹校等留学プログラムとして選定しなかつたときは、横浜市世界を目指す若者応援事業結果通知書（姉妹校等留学プログラム用）（第13号様式）によりその旨を通知するものとする。

（姉妹校等留学プログラムにおける補助対象市内高校生の報告）

第9条 実施団体は、前条の規定により選定を受けた姉妹校等留学プログラムに参加する市内高校生のうちから、補助の対象となる市内高校生2名以内を選考し、横浜市世界を目指す若者応援事業補助対象生徒報告書（第14号様式）により、市長に報告するものとする。

（個人留学）

第10条 第2条第4号に掲げる個人留学は、市内高校生による海外留学で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 留学期間がおおむね1年であること。

- (2) 当該市内高校生が、おおむね1年の海外留学に支障のない健康状態であること。
- (3) 当該市内高校生が、国際理解・国際交流に関心を持ち、海外の国や地域との相互理解と友好親善に寄与しようとする意欲があること。
- (4) 在籍する高校等の校長の推薦を受けていること。
- (5) 当該年度の4月1日から翌年度の3月31日までに出発するもの

(補助の申請)

第11条 補助を受けようとする市内高校生(姉妹校等留学プログラムに参加する市内高校生は、第9条の規定により補助対象に選定された者に限る。)は、横浜市世界を目指す若者応援事業申請書(第9号様式)に次の区分に応じ、それぞれ掲げる書類を添付して、別に定める期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 姉妹校等留学プログラムに参加する者

- ア 第4条に定める経費の額及び経費の支払時期が分かる書類の写し
- イ 他の団体等から研修又は留学に係る奨学金等の給付を受けている場合は、それら給付される奨学金等の額及び給付時期が分かる書類の写し
- ウ その他市長が必要とするもの

(2) 個人留学をする者

- ア 留学期間と留学先での活動内容が分かる予定表
- イ 留学先教育機関の概要が分かるリーフレット等
- ウ 第4条に定める経費の額及び経費の支払時期が分かる書類の写し
- エ 他の団体等から研修又は留学に係る奨学金等の給付を受けている場合は、それら給付される奨学金等の額及び給付時期が分かる書類の写し
- オ 外国の高校等への留学が許可されていることを証明する書類の写し(申請時に提出できない場合は、入手次第速やかに提出すること。)
- カ 横浜市世界を目指す若者応援事業推薦書(第10号様式)
- キ 留学に関する作文(第11号様式)
- ク その他市長が必要とするもの

(補助の決定・通知)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等によりその内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内で補助を決定するものとする。

- 2 市長は、個人留学の補助の決定に当たっては、当該市内高校生の成績及び留学意欲等を審査するものとする。
- 3 市長は、個人留学の補助の決定に当たっては、あらかじめヨコハマ国際まちづくり推進委員会の助言を求めるものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による補助の決定をする場合において、補助の目的を達するために必要な範囲で条件を付することができる。
- 5 市長は、補助を決定した市内高校生に対しては、横浜市世界を目指す若者応援事業補助交付決定通知書(第15号様式)により補助交付決定額その他必要な事項を通知するものとする。

6 市長は、補助を決定しなかった市内高校生に対しては、横浜市世界を目指す若者応援事業結果通知書（個人留学用）（第 16 号様式）によりその旨を通知するものとする。

（変更・中止・廃止の承認）

第 13 条 市内高校生は、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）第 7 条第 1 号又は第 2 号の規定に基づき、事業の目的、内容、交付金額等を変更、中止又は廃止する場合には、横浜市世界を目指す若者応援事業に係る変更・中止・廃止承認申請書（第 17 号様式）を市長に提出しなければならない。

（申請の取下げのできる期間）

第 14 条 補助金規則第 9 条第 1 項の規定により申請の取下げができる期間は、補助金の交付決定の通知を受理した日から 10 日を経過した日までとする。

（実績報告）

第 15 条 補助金の交付決定を受けた市内高校生は、当該補助対象経費の支払が完了したときは、次の区分に応じ、それぞれ掲げる書類を市長に別に定める日までに提出しなければならない。ただし、姉妹校等留学プログラムについては、実施団体と連名で提出するものとする。

(1) 姉妹校等留学プログラムに参加する者

- ア 横浜市世界を目指す若者応援事業実績報告書（姉妹校等留学プログラム用）（第 18 号様式）
- イ 補助対象経費を支払ったことを証明する書類（領収書及び内訳が分かる書類、派遣する市内高校生本人の研修又は留学費用に充当したことを証する書類等）の写し
- ウ その他市長が必要とするもの

(2) 個人留学をする者

- ア 横浜市世界を目指す若者応援事業実績報告書（個人留学用）（第 19 号様式）
- イ 補助対象経費を支払ったことを証明する書類（領収書及び内訳が分かる書類等）の写し
- ウ その他市長が必要とするもの

（補助金の交付）

第 16 条 市長は、前条の規定による報告を受け、補助の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを審査し、適合していると認めたときは、横浜市世界を目指す若者応援事業補助額確定通知書（第 20 号様式）を交付する。

2 前項の規定による通知を受けたものは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 横浜市世界を目指す若者応援事業補助金支払請求書（第 21 号様式）
- (2) 補助額確定通知書（第 20 号様式）の写し

（概算払）

第 17 条 前 2 条の規定にかかわらず、第 12 条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、補助対象経費の支払の前に補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出

しなければならない。

- (1) 横浜市世界を目指す若者応援事業補助金概算払請求書（第 22 号様式）
- (2) 当該個人留学又は姉妹校等留学プログラムの実施が確定していることを証する書類
- (3) 補助交付決定通知書（第 15 号様式）の写し

2 市長は、前項の規定による請求を受け、必要と認めるときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 162 条第 3 号及び横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 57 号）第 130 条第 3 号の規定に基づき、補助金を概算払により交付することができる。

（修了後の報告）

第 18 条 姉妹校等留学プログラムの実施団体は、当該市内高校生が修了して帰国した日の翌日から起算して 30 日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 横浜市世界を目指す若者応援事業修了報告書(姉妹校等留学プログラム用)（第 23 号様式）
- (2) 事業収支決算書（第 24 号様式）
- (3) その他市長が必要とするもの

2 個人留学の補助の決定を受けた市内高校生は、修了して帰国した日の翌日から起算して 30 日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 横浜市世界を目指す若者応援事業修了報告書（個人留学用）（第 25 号様式）
- (2) その他市長が必要とするもの

3 姉妹校等留学プログラムの実施団体及び補助金の交付を受けた市内高校生は、横浜市の求めに応じて広く市民に当該個人留学及び姉妹校等留学プログラムの成果を発表するとともに、帰国後のアンケート調査等へ協力するものとする。

（補助決定等の取消し、補助金の返還等）

第 19 条 市長は、次のいずれかに該当するときは、姉妹校等留学プログラムの選定又は補助の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助の対象となる経費が支出されないとき。
- (3) 姉妹校等留学プログラムの選定又は補助金の申請に係る提出書類の内容と事実が著しく異なるとき。
- (4) この要綱の規定及び姉妹校等留学プログラムの選定又は補助の決定に付した条件に違反したとき。
- (5) 申請者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (6) 申請者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合

2 市長は、前項の規定により姉妹校等留学プログラムの選定又は補助の決定の全部若しくは一部を取り消した場合においては、速やかに、その旨を通知するとともに、当該取消しにかかる部分に関し、既に補助金が支払われている場合においては、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（関係書類の保存期間）

第 20 条 姉妹校等留学プログラムの選定を受けた実施団体及び補助を受けた市内高校生は、補助金の使途について収支を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収支及び支出についての書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助を受けた年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(調査の実施)

第 21 条 市長は、必要があると認めるときは、姉妹校等留学プログラムの選定を受けた実施団体及び補助を受けた市内高校生に資料の提出を求める等調査を行うことができる。

(調査に対する協力)

第 22 条 姉妹校等留学プログラムの選定を受けた実施団体及び補助を受けた市内高校生は、補助金の使途等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(書類の提出における高校等の経由)

第 23 条 市内高校生は、この要綱の規定により書類を市長に提出する場合は、生徒が在籍する高校等を経由しなければならない。

(代理人)

第 24 条 補助を受ける市内高校生が未成年又は留学中である場合は、この要項に定める手続について、保護者が代理することができる。

(委任)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、国際局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月13日から施行する。



別表 1 (第 4 条第 1 項第 2 号関係)

空港までの国内交通運賃

羽田空港	片道	500 円
成田空港	片道	2,000 円